

自動雨水採水器仕様書

第1章 一般事項

1 目的

本仕様書は、佐賀県環境センター（以下「甲」という。）が令和7年度に整備する雨水を自動で捕集するための機器について、基本仕様を定めるものである。

2 物品名及び数量

自動雨水採水器 1式

3 納入期限

令和8年（2026年）3月18日（水）

ただし、天災等受注者の責に帰さない理由により、納期までの納入が著しく困難な場合には、甲及び受注者が別途協議するものとする。

4 納入場所

佐賀県環境センター（佐賀市鍋島町八戸溝119-1） 屋上

5 適用範囲

この仕様書に基づく契約の範囲は、次のとおりとする。

- （1）物品の調達
- （2）機器の運搬、据付け及び配線
- （3）既設機器の撤去及び運搬
- （4）試験及び調整
- （5）機器の操作及び運用に関する技術提供
- （6）その他、機器の運用等に必要と考えられる事項

6 提出書類

受注者は、以下に示す書類を提出すること。

なお、本項に定める提出書類の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。また、提出書類は全て日本語表記とする。

	種類	提出時期	部数
（1）	作業工程表	設置の1週間前まで	1部
（2）	取扱説明書	納入後10日以内	1部
（3）	検査成績書(出荷時)		1部

(4)	試験運転結果書（据付け時）		1 部
(5)	機器納入完了報告書 ※		1 部
(6)	保証書（取扱説明書に保証欄を設けることも可）		1 部

※ 納入前後の確認写真を含むこと。

7 据付調整等

(1) 工程表

日程を事前に甲と協議した上で据付けの1週間前までに甲に提出すること。

(2) 機器は雨天時を避けて甲が指定する場所へ搬入し、据付け及び調整を行うこと。なお、据付けの際は筐体が転倒しないよう対策をとること。

(3) 廃棄物の処理

ア 納入した機器を梱包していた包装等の廃棄物については、分別しリサイクルに努めること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従って、適正に処理を行うこと。

(4) 作業は、原則として平日の午前9時から午後5時までの間とすること。

(5) 据付け等に当たっては、人的損傷並びに建物及び他の工作物への損傷を与えないように十分留意すること。なお、人的損傷及び物的損傷を与えた場合は、速やかに甲に連絡し、受注者の負担により保証及び原状回復を行うこと。

8 試験

(1) 性能試験の実施及び報告(出荷時)

機器の完成後、性能試験を行い、その結果を検査成績書として作成し甲に提出すること。なお、検査は納品される固有製造番号の製品に対して実施し、検査成績書は単に各項目の可否の記載だけではなく、可能な限り試験結果の数値を併記すること。

(2) 試験運転の実施及び報告（据付け時）

据付調整等完了後、納入場所において試験運転を行い、機器が正常に動作することを確認すること。また、その結果を試験運転結果書として作成し甲に提出すること。

9 検収条件

甲による検査の合格をもって検収とする。

10 保証期間

- (1) 機器本体に係る保証期間は、検収後1年間とする。この期間内に正常な管理の下に発生した故障、破損、性能低下等については、受注者の責任において無償で速やかに修理、部品の交換等の必要な対策を講じるものとする。
- (2) 同一の原因によるトラブルが頻発する場合、受注者は、頻発するトラブルの原因が解消されるまで、その原因に基づく故障については(1)の取り決めにかかわらず無償で対応するものとする。

11 費用弁償等

次の事項に要する経費は受注者の負担とする。

- (1) 試験、検査及び技術提供に要する経費
- (2) 事業の施行に伴い、第三者に与えた損害の補償に要する経費
- (3) その他、本事業の施行に際して発生した受注者の責による建物又は器物に対する損害の修復に要する経費

12 仕様書の解釈

- (1) 本仕様書に明示されていない場合において、機能、運用及び構造上当然必要と認められるもの並びに社会通念上必要とされる事項については具備することとする。
- (2) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、受注者はその都度甲と協議して決定することとし、受注者の一方的解釈によつてはならない。
- (3) 契約後、仕様の内容を変更する必要がある場合は、両方で協議して定めるものとする。

13 その他

- (1) 補修部品の供給体制や、製造元以外では修理できない故障が発生した場合の技術者の派遣など、技術サービスの即応体制が整っていること。
- (2) 納入された機器の消耗品、交換部品等については、機器納入後7年間は入手可能な状況を維持すること。
- (3) 納入した機器について、精度向上のため改善、改修等を行った場合は、当該技術情報を速やかに提供すること。

第2章 機器仕様

1 機器本体

(1) 基本仕様

本契約で納入する機器は、令和7年（2025年）4月以降に製造された未使用品とすること。また、「湿性沈着モニタリング手引書（第2版）」（平成13年3月 環境省水・大気環境局）で定める試料の捕集が可能であること。

(2) 基本構成

筐体、受水ロート、開閉可能なふた、感雨雪器及び試料保存容器からなり、捕集した試料を冷蔵庫内で保存できること。

(3) 寸法

突起等を含み1,200mm×1,200mm×600mm（幅×高さ×奥行き）以下であること。

(4) 捕集高さ

設置面から1.0～1.5mであること。

(5) 捕集方法

ア 降水時開放型であること。

イ 容器又はロートは、降水開始から1分以内に自動的に開き、降水終了後3分程度で閉じること。

(6) 材質

ア 筐体は、腐食しにくい材質であること。

イ 試料が接触する部分及び保存容器の材質は、降水主要成分に対して化学的に不活性なものであること。

(7) 保存容量

180mm雨量分以上の試料を保存できること。

(8) 環境温度

0℃～50℃に対応可能であること。

(9) 冷蔵庫温度

5℃程度であること。

(10) 電源

既存の100Vを使用すること。

(11) その他

ア 湿性試料は、乾性沈着による汚染から守られていること。

イ 雨滴検出部は、外気温によってコントロールされたヒーターによって保温され、雪を融雪するとともに、露や霧による誤作動を防止する機能を有すること。

2 付属品

- (1) 予備の保存容器 8 個
- (2) シリコンチューブ 1 本
- (3) 電源ケーブル 1 式

3 参考機種

ANEOS製 自動雨水採水器 US-330D

担当：佐賀県環境センター 大気・水質課
電話：0952-30-1616